

スポーツ施設のインターネット予約スタート

4月1日以降の市内社会体育施設の利用分からインターネット予約ができるようになります。これまでのように、電話や直接施設に足を運ばなくても、インターネットを通じて自宅のパソコンや携帯電話から、簡単に予約などの手続きが行えます。

なお、このシステムの導入に伴い、社会体育施設の予約窓口が旭市総合体育館に一本化されます。混雑が予想されますので、ご協力をお願いします。



事前に登録を…

インターネット予約には、「抽選予約」と「非抽選予約」があります。いずれも利用者登録（利用者IDの取得）が必要となりますので、事前にお申し込みください。

1. インターネット抽選予約

（登録した団体が先行予約を行い抽選により予約日を確定します）

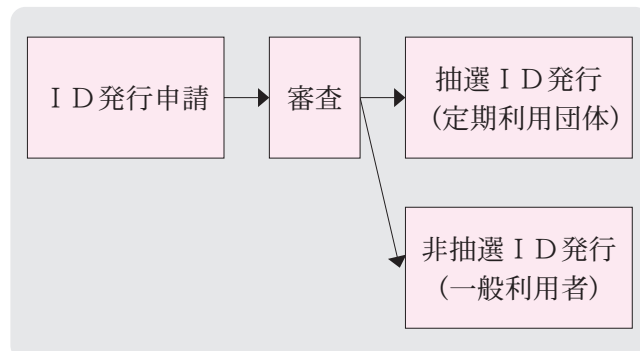
◇登録資格 定期利用団体（主に旭市民で構成する10人以上の営利を目的としない団体で、スポーツ安全保険等へ加入し、定期的に施設を利用するなど、所定の要件を満たしていること）

2. インターネット非抽選予約

（定期利用団体の先行予約確定後、予約できませんが、抽選予約には参加できません）

◇登録資格 一般利用者（市内外問わず営利を目的としない個人・団体）

3. 登録手続き（ID発行）



申込方法／所定の申込用紙に記入の上お申し込みください。

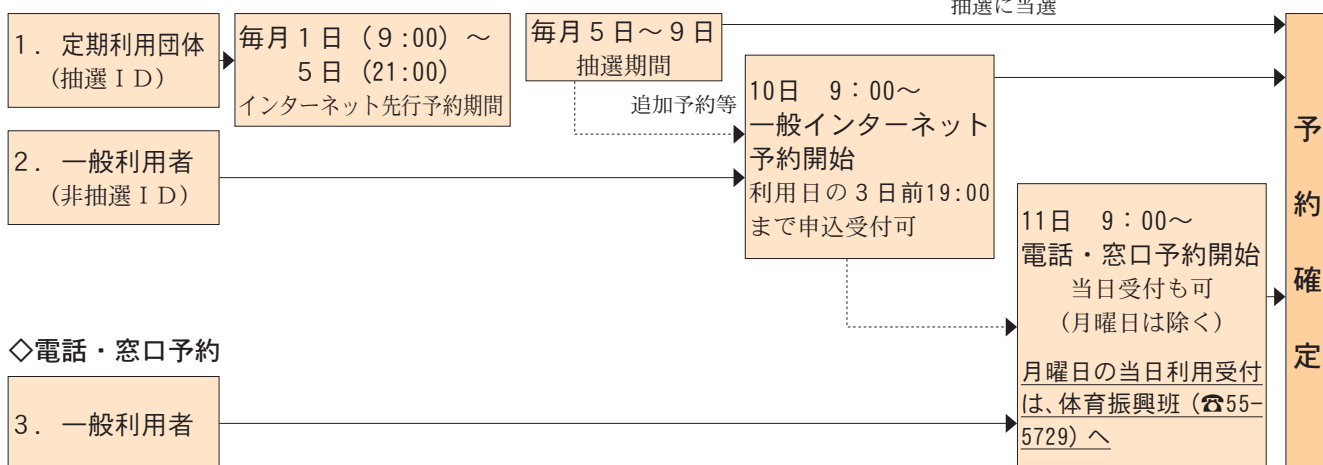
申し込み先／旭市総合体育館、海上公民館、干潟公民館、いいおかユートピアセンター、飯岡体育館、生涯学習課体育振興班

新しい予約方法

予約申し込みは予約しようとする月の2か月前から始まり、毎月1日から5日が定期利用団体によるインターネット「抽選予約」の申込期間、10日から一般利用者によるインターネット「非抽選予約」の受付開始、電話・来館による申し込みは11日（11日が休館の場合はその翌日）からの受け付けとなります。

利用しようとする月の2か月前から予約開始

◇インターネット予約



◇電話・窓口予約

1. インターネット予約対象施設

旭市総合体育館（メインアリーナ・サブアリーナ）、旭スポーツの森公園野球場・庭球場、海上体育館（旧海上中）、海上コミュニティ運動公園野球場、海上野球場・庭球場、飯岡体育館・野球場・庭球場、干潟さくら台野球場・庭球場

2. 注意事項

- ・4月の予約をする場合には、2月1日～2月5日の間に抽選予約申し込みが行われます。

- ・各公民館等では予約の受け付けができませんのでご注意ください。
- ・鍵の受け渡し、料金の支払い等は従来どおり各公民館でも可能です。

<問い合わせ先>

旭市社会体育施設総合予約センター（旭市総合体育館）

☎64-1101 ☒taiikukan@city.asahi.lg.jp（月曜休館）



4月1日から 施設の使用料金が変わります

<問い合わせ先>

生涯学習課体育振興班 ☎55-5729

施設名	利用区分				使用料
旭市総合体育館	専用使用	メインアリーナ	一般	1 時間	3,000円
				1 か月	12,000円
			高校生以下	1 時間	1,000円
				1 か月	4,000円
		サブアリーナ	一般	1 時間	1,000円
				1 か月	4,000円
			高校生以下	1 時間	300円
				1 か月	1,200円
		大会議室		1 時間	500円
		小会議室・控室		1 時間	250円
	個人使用	メインアリーナおよびサブアリーナ	一般	1 時間	200円
			高校生以下	1 時間	100円
		トレーニング室	一般	1 時間	200円
				1 か月	2,000円
			高校生以下	1 時間	100円
				1 か月	1,000円
	備考 1 1 か月当たりの使用料は、月極会員に適用する。 2 月極会員は、1 日 1 回 3 時間以内に限り施設を使用することができる。 3 メインアリーナの 2 分の 1 利用は 2 分の 1 の額、3 分の 1 利用は 3 分の 1 の額とする（1 か月当たりの使用料も同様とする。）。				
旭スポーツの森公園野球場	一般		1 時間	600円	
	高校生以下		1 時間	300円	
	照明料		30分	3,000円	
旭スポーツの森公園庭球場	一般		1 面 1 時間	400円	
	高校生以下		1 面 1 時間	100円	
	照明料		1 面 30分	300円	
旭市弓道場	専用使用		1 時間	500円	
	個人使用		1 時間	50円	
海上体育館(旧海上中)	専用使用	体育館	一般	1 時間	1,300円
			高校生以下	1 時間	400円
		研修室		1 時間	600円
	個人使用	体育館	一般	1 時間	200円
			高校生以下	1 時間	100円
	備考 2 分の 1 利用は 2 分の 1 の額とする。				

施設名	利用区分		使用料
海上野球場	一般		1 時間 300円
	高校生以下		1 時間 150円
海上コミュニティ運動公園野球場	一般		1 時間 600円
	高校生以下		1 時間 300円
	照明料		2 時間 12,000円
海上庭球場	一般		1 面 1 時間 300円
	高校生以下		1 面 1 時間 100円
	照明料		30分 300円
飯岡体育館	専用使用	一般	1 時間 1,500円
			1 か月 6,000円
		高校生以下	1 時間 500円
			1 か月 2,000円
	個人使用	一般	1 時間 200円
		高校生以下	1 時間 100円
	備考		
1 1 か月当たりの使用料は、月極会員に適用する。			
2 月極会員は、1 日 1 回 3 時間以内に限り施設を使用することができる。			
飯岡野球場	一般		1 時間 400円
	高校生以下		1 時間 200円
飯岡庭球場	一般		1 面 1 時間 300円
	高校生以下		1 面 1 時間 100円
	照明料		30分 300円
いいおかふれあいスポーツ公園	サッカー場	一般	1 時間 500円
		高校生以下	1 時間 250円
		照明料	30分 1,000円
	ソフトボール場	一般	1 時間 500円
		高校生以下	1 時間 250円
		照明料	30分 500円
	多目的広場	一般	1 時間 300円
		高校生以下	1 時間 150円
干潟さくら台野球場	一般		1 時間 400円
	高校生以下		1 時間 200円
	照明料		30分 2,000円
干潟さくら台庭球場	一般		1 面 1 時間 300円
	高校生以下		1 面 1 時間 100円
	照明料		30分 300円

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 2 使用時間を延長した場合は、延長後の時間によって計算する。
- 3 市民以外の者が使用する場合は、規定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。
- 4 使用料に10円未満の金額が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 5 個人使用の使用料は、1人当たりの使用料として適用する。
- 6 営利を目的としないで入場料その他これに類するものを徴収する場合は、規定使用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。
- 7 営利を目的として使用する場合は、規定使用料に100分の900を乗じて得た額を加算する。